

(株) 西武不動産プロパティマネジメント
御宿台営業所 御中

御宿台建築届
共用施設利用開始届
(共用施設利用保証金返還請求書)

下記のとおり建築工事等に着手し、共用施設の利用を開始します。同時に共用施設利用保証金の返還を請求します。

記

(申請者)

建築主	住所			
	氏名	Ⓜ	電話番号	- -
施工者	住所			
	氏名	Ⓜ	電話番号	- -

(建築計画)

施工場所	-	工事予定期間	年 月 日 (利用開始日) ~ 年 月 日		
工事種別	新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 造園・外構 ・ その他 ()				
敷地面積	. m ²	階数	階建	建築面積 . m ²	床面積の合計 . m ²
屋根色			外壁色		
居住区分	別荘 ・ 週末別荘 (月1回以上の利用) ・ 定住 ・ 法人施設 ・ その他 ()				
建物の用途	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 集合住宅 ・ 保養施設 ・ 研修施設 ・ その他 ()				
建物構造工法	木造在来 ・ 木造プレハブ ・ 木造2×4 ・ 鉄骨系プレハブ ・ 鉄筋コンクリート ・ PC ・ その他 ()				
備考					

様

御宿台建築承諾書
共用施設利用開始承諾書

上記の建築計画は、御宿台利用管理規則の内容に適合しているため、共用施設の利用を承諾いたします。

西暦 年 月 日

千葉県夷隅郡御宿町御宿台101-1
(株) 西武不動産プロパティマネジメント
御宿台営業所
TEL 0470-68-6335 FAX 0470-68-6225

(注意事項)

1. 添付書類は、建築図面、「工事誓約書」(施工者)、「共用施設利用保証金預り証」、維持管理費の「集金代行依頼書」です。
2. 工事着工の日を共用施設の利用開始日とします。
3. 利用開始日の属する月の翌月より、維持管理費をお支払いします。
4. 維持管理費の初年度分(利用開始日の属する月の翌月から最初に到来する3月分まで)につきましては、共用施設利用保証金の返金時に差引精算となります。返金は「集金代行依頼書」記載の維持管理費引き落とし口座に振込みとなります。
共用施設利用保証金の返還精算については着工日が確定し次第、利用者に通知されます。
5. 初年度分以降については、添付の維持管理費の「集金代行依頼書」記載の口座から自動引落としとなります。
(毎年2回、6ヶ月ずつ引落としします。3月27日に翌4月～9月分を、9月27日に翌10月～3月分を引落としします。)

※ 御宿台建築承諾書の発行については、概ね1週間程度の期間を要しますので予めご了承ください。

以上